

○文部科学省告示第 号

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年 月 日

文部科学大臣 林 芳正

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）」の下に「、専門職大学設置基準

（平成二十九年文部科学省令第 号）、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第 号）」を加える。

第三条第一項中「平成二十一年度の」を削り、同条第二項中「九千四百三十人」を「九千四百二十九人」に改める。

附則に次の三項を加える。

3 大学又は短期大学の收容定員増の認可の申請のうち、平成三十年度に開設しようとするものに対する審査における第一条の規定の適用については、同条中「四 歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置若しくは收容定員増又は医師の養成に係る大学等の設置でないこと。」とあるのは「四 歯科
五 東京

医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置若しくは收容定員増又は医師の養成に係る大学等の都の特別区に所在する大学又は短期大学の收容定員増（第三条第一項第一号に係る收容定員増を除く。）設置でないこと。

でないこと。ただし、大学又は短期大学の收容定員増に伴い校舎等の施設又は設備の整備を行う場合であって、平成二十九年六月三十日までに当該認可の申請についての意思の決定がなされたことを証する書類が存在している場合は、この限りでない。」とする。

4 大学若しくは短期大学の設置、大学の学部若しくは短期大学の学科の設置又は大学若しくは短期大学の收容定員増の認可の申請のうち、平成三十一年度に開設しようとするものに対する審査における第一条の

規定の適用については、同条中「四 歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置若しくは
收容定員増又は医師の養成に係る大学等の設置でないこと。」とあるのは「四 歯科医師、獣医師及び船
五 東京都の特別区に所在す

舶職員の養成に係る大学等の設置若しくは收容定員増又は医師の養成に係る大学等の設置でないこと。
る大学若しくは短期大学の設置（専門職大学又は専門職短期大学の設置の認可を受けようとする者が東京

都の特別区に設置している専修学校の専門課程に係る生徒総定員を平成三十一年度に減ずる場合における

専門職大学又は専門職短期大学の設置を除く。）
、大学の学部若しくは短期大学の学科の設置（当該大学

又は短期大学において東京都の特別区に所在する当該大学の学部又は短期大学の学科の收容定員の総数の

増加を伴わないものを除く。）
又は大学若しくは短期大学の收容定員増（第三条第一項第一号に係る收容

定員増を除く。）
でないこと。ただし、大学若しくは短期大学の設置、大学の学部若しくは短期大学の学

科の設置又は大学若しくは短期大学の收容定員増に伴い校舎等の施設又は設備の整備を行う場合であつて

、平成二十九年九月三十日までこれらに係る認可の申請についての意思の決定を証する書類を刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表している場合は、この限りではない。」とする。

5 平成三十一年度までの間における第三条の規定の適用については、同条第一項第二号中「当該医学部」とあるのは「当該医学部（東京都の特別区に所在するものを除く。）」と、同項第三号中「医学部」とあるのは「医学部（東京都の特別区に所在するものを除く。）」とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定及び改正後の附則第四項（専門職大学及び専門職短期大学に関する部分に限る。）の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。